

申請手数料表 2

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

性能評価手数料(非課税)

(建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 11 条の 2 の 3 第 3 項第四号の規定による)

(表 - 1)

単位 : 円

指定性能評価機関 の指定区分 (平成 11 年建設省 令第 13 号、第 59 条 による区分)	性能分野	評価の内容		手数料
第六号	建築材料の 品質性能	建築基準法第 37 条第二号の認定に係る評価		320,000
第二号の二	構造安全性能	建築基準法第 20 条第一 号の認定(同条第二号 口、第三号口、第四号口 に掲げる場合を含む。)に係 る評価	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	500,000
			床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	800,000
			床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1,200,000
			床面積の合計が 10,000 m ² を超え、 50,000 m ² 以内のもの	1,500,000
			床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	2,000,000

1. 審査の途中で取り下げによる手数料の返金はしません。
2. 委員会にて審査中に、重要な設計変更があった場合、取り下げとなる場合があります。
3. 審査終了後に重要な設計変更を行った場合、本審査結果が無効となる場合があります。

構造特別評価手数料(課税対象)

(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第99条第1項の規定による)

(表 2)

単位：円

	(い) 特別評価方法の区分	(ろ)	(は)
構造の安定に関する性能 表示事項として、平成 12 年建設省告示第 1668 号 に定められているもの	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	388,500	52,500
	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	588,000	73,500
	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	882,000	94,500
	床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの	1,134,000	115,500

- ・ 手数料は(ろ)欄の額 + (は)欄の額 です。
- ・ ただし同じ技術内容で建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の構造方法等の認定がなされていれば、手数料は
(ろ)欄の額 × 0.5 + (は)欄の額 です。

1. 審査の途中で取り下げによる手数料の返金はしません。
2. 委員会にて審査中に、重要な設計変更があった場合、取り下げとなる場合があります。
3. 審査終了後に重要な設計変更を行った場合、本審査結果が無効となる場合があります。
4. 価格は消費税を含んだ総額表示です。

構造安全審査手数料(課税対象)

(表 3)

単位：円

区 分	審査対象建築物	手 数 料
一般の構造(免震以外)	建築基準法上の高さが 45m 以下かつ床面積の合計が 3,000 m ² 以内	735,000
	建築基準法上の高さが 45m を超え 60m 以下及び上記以外	1,260,000
告示免震構造 (建築基準法上の高さが 45m を超え 60m 以下)	床面積の合計が 500 m ² 以内	525,000
	床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内	840,000
	床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内	1,260,000
	床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内	1,575,000
	床面積の合計が 50,000 m ² を超える	2,100,000
変更審査の場合(上記の各場合に依る)		上記各場合 の 50%

1. 審査の途中で取り下げによる手数料の返金はしません。
2. 委員会にて審査中に、重要な設計変更があった場合、取り下げとなる場合があります。
3. 審査終了後に重要な設計変更を行った場合、本審査結果が無効となる場合があります。
4. 上記手数料は一般的な建築物の場合であり、審査期間が長いもの、構造が複雑または特殊なものは、別途手数料を加算します。
5. 同一敷地内に複数棟(構造上の別棟も含む)の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
6. 価格は消費税を含んだ総額表示です。
7. 一般の構造(免震以外)において、床面積の合計が 10,000 m²を超える場合は、別途となります。